



令和3年(ワ)第593号 国家賠償(損害賠償)請求事件  
原告 千葉和夫  
被告 国

## 準備書面(2)

2022年3月2日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人				
弁護士 三	宅	俊	司	
同 松	崎	暁	史	
同 林		千賀	子	
同 山	城		圭	

### 記

#### 第1 被告求釈明に対する回答書について

被告は、原告の行為が刑特法2条の「正当な理由がないのに」該当するとし、

海上保安庁の行為について、「日本政府は合衆国政府から、海上保安官が、本件制限区域内において、海上保安庁法に基づき、海上の安全及び治安を確保するための職務をおこなうにつき同意を得ている。」と主張するのみである。

また、制限区域の範囲、使用目的、制限内容、制限区域の用途については、回答しない。

と釈明を拒否する。

しかし、海上保安庁、海上保安官の行為の適法性を判断するについては、以下の通り、求釈明事項を明らかにすることが不可欠である。

被告の主張は、結局、「本件海域が制限区域に指定された。同海域内で海上保安庁が海上保安庁法の運用をすることについて、日米両政府が同意をした。」というにすぎない。被告は、本件区域が、排除の対象となる「提供区域」にあたるのか、海上保安官に、原告らカヌー航行を行う者に対して退

去を強制する地位、権限があるのかについては、何ら回答していない。

結局、被告の釈明は、海上保安官の行為の適法性を根拠付ける何らの釈明とはなっていないのである。

第2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（刑特法の解釈について）

1 提供施設内での警察権行使について。

(1) ところで、提供施設内における警察権限の行使について、「改訂日米行政協定と刑事特別法」（国家地方警察本部刑事部捜査課編集発行）は、日本国の当局による警察権行使に関して、以下の通り解説している。

(1) 二、日本国の当局による警察権行使（前記改訂日米行政協定と刑事特別法21ページ）

(一) 逮捕

(イ) 日本国の当局は、日本国の領域内で犯された日本国の法令違反に係る事件につき合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を逮捕することができる。但し、合衆国軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて警備している施設及び区域内においては、通常、合衆国軍隊に専属的逮捕権を認めているので（議定書第十項(a)及び同項(b)に関する公式議事録第一項）、日本国の当局は、かかる施設及び区域内においては、「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる罪に係る現行犯人を追跡してかかる施設又は区域内において逮捕する場合」（議定書第十項(a)及び同項(b)に関する公式議事録、刑事特別法第十条第二項）及び合衆国軍隊の権限のある当局が同意する場合以外は、逮捕権を行使しないものとされている。逮捕すべき被疑者が日本人であるような場合であつても同様である。

(ロ) 省略

(ハ) 「合衆国軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて警備している施設及び区域」というのは、日本国が合衆国に対し「安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意したもの」のうち、軍がその規律に従い、実力によつて妨害の排除及び秩序の維持に任じ得る態勢にあるものと解される。

単に一般人の出入が禁止されているにとどまる場合の

如きはこれに含まれないであろう。

(以下省略)

- (ニ) 合衆国軍隊の使用する施設及び区域であつても、合衆国軍隊がその権限に基いて警備していないものについては、日本国の当局は、当該施設又は区域内における警察権行使につき何ら制限をうけない。

(以下省略)

- (ホ) 「合衆国軍隊の権限のある者」というのは、日本国の当局の要請に対して同意をし又は囑託に応じ得る権限を有する者である。

具体的に誰がこのような権限を有するかは合衆国の軍当局の定めるところによるべきであるが、通常、現地憲兵司令官若しくは当該施設又は区域の指揮官がこれに該当するであろう。

(以下省略)

- (2) このように、提供区域内での警察権行使は、(議定書第十項(a)及び同項(b)に関する公式議事録、刑事特別法第十条第二項)及び合衆国軍隊の権限のある当局が同意する場合以外は、逮捕権を行使しないものとされている。逮捕すべき被疑者が日本人であるような場合であっても同様である、と解されている。つまり？詳述すると？

- ① 提供区域内において、身体拘束を伴う逮捕権行使をおこなうについては、対象者が日本人であっても、前記要件が必要であると解されている。
- ② 各同意は、本来個別の身体拘束行為毎に行われるのであり、海上保安官が日常的に行っている身体拘束について、格別の同意がなされているとは考えられない。
- ③ 被告が釈明で明らかにしたとおり、海上保安官は、制限区域において包括的に逮捕権行使を行いうるというとの政府間の同意が成立しているという趣旨なのか。
- ④ 仮に、制限区域において海上保安官に、警察権行使の一環としての身体拘束権が日米両政府間で包括的に合意されたというのであれば、その根拠、同意機関、同意日時を明らかにすべきである。

- (3) また、制限区域の全てが、排除の対象となるものではない。以下、詳述する。

- ① 「合衆国軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて警備している施設及び区域」というのは、日本国が合衆国に対し「安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意したもの」のうち、

軍がその規律に従い、実力によつて妨害の排除及び秩序の維持に任じ得る態勢にあるものと解される。

単に一般人の出入が禁止されているにとどまる場合の如きはこれに含まれないであろう。

- ② 対象は、「軍がその規律に従い、実力によつて妨害の排除及び秩序の維持に任じ得る態勢にあるものと解される」と限定されており、本件制限海域は、米軍による使用も、実力によつて妨害の排除及び秩序の維持に任じ得る態勢にある区域でもない、前記解説によると、「合衆国軍隊の使用する施設及び区域であつても、合衆国軍隊がその権限に基いて警備していないものについては、日本国の当局は、当該施設又は区域内における警察権行使につき何ら制限をうけない。」とされていることから、海上保安官の独自の判断と解釈によつて、同海域での行動をおこなっているとの趣旨であるのか。

- 2 合衆国軍隊の安全及び保護を確保するための措置と、刑特法2条について、「改訂日米行政協定と刑事特別法」（国家地方警察本部刑事部捜査課編集発行）は、以下の（1）～（3）のとおり解説している。

- （1）第五 合衆国軍隊の安全及び保護を確保するための措置（同書41ページ）

「行政協定第二十三条は、日本国及び合衆国が、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族の身体並びに財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置をとること。又日本国政府が、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用さるべき日本国の法廷に基いて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する旨を規定している。同条に基いて、日本国政府は、合衆国軍隊の安全及び保護を確保するために必要な措置を執るべき義務を生じたのである。右の「安全と保護」を害する行為は刑法その他の現行法規によつて処罰されるが、必要ある場合には立法措置が執られることになるのである。刑事特別法第三条、第五条、第六条乃至第九条の規定はその必要に基いて設けられたものである。

- （2）（一）施設又は区域を犯す罪（同書41ページ）

- （イ）正当な理由がないのに、合衆国軍隊が使用する施設又は区域であつて入ることを禁じた場所に入り、又は要求を受けてその場所から退去しない者は、一年以下の懲役

又は二千元以下の罰金若しくは科料に処する。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、同法による（第二条）。

(ロ) 人の住居や人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶に侵入し、又は要求を受けてこれらの場所から退去しない者に対しては刑法第三百十条が適用される。従つて、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族の住居、又は合衆国軍隊の管理する兵舎、軍用倉庫その他の建造物、艦船等に侵入する行為は同条によつて処罰し得るし又処罰すべきものである。又右に該当しない場所であつても、そこが立入を禁止された場所であるならば、正当な理由がなくこれに立ち入る行為には、軽犯罪法第一条第三二号が適用される。しかし、軽犯罪法違反の刑は拘留、科料のみであつて、行政協定第二三条前段の趣旨から考えれば、刑法第三百十条の適用されないもの、たとえば、合衆国軍隊の使用する射撃場、飛行場、演習場、物資集積場、波止場等であつても、特に軍当局等からその場所へ立入を禁ぜられているような場合には、これらの場所への侵入行為を軽犯罪法違反として処理することは法定刑の点よりみて、妥当ではなく、むしろ刑法の住居又は邸宅等に侵入する場合に準じて処罰する必要が認められるので、本条が設けられたものである。但し、法定刑は刑法の規定に比し軽減されている。

(ハ) 「合衆国軍隊の使用する施設又は区域」は、行政協定第二条に基くものであつて前に説明したとおりであるが、これは日米合同委員会において具体的に決定され、日本国の官報及び合衆国軍隊の公刊物に公表される。但し、その軍事的性質により、特定の施設又は区域は公表する一覧表の中に含まれない。右の施設又は区域で許可なき立入が禁止されている地域の境界は、日英両国語をもつて次のような趣旨を記載した標識又は示標によつて明確にすべきものとされている（諒解事項第八）。

「合衆国区域（施設）

在日合衆国軍隊

許可なき立入は日本国の法令により処罰される。」

(ニ) 「許可なき立入が禁止されている地域」というのは、当該施設又は区域について正当な権限を有している合衆国の軍当局において立入を禁ずる旨を表示した一定の区劃された場所をいうのである。

「入る」というのは、刑法第三百十条の「侵入」と同



義である。即ち、その場所に身体を入れることによつて既遂となる。

「その場所から退去しない者」というのは、施設又は区域の立入を禁止された場所から退去しない者をいう。従つて正当の理由（緊急避難等の場合を含む。）があつて立入を禁止された場所に入った者が退去を要求されて退去しなかつた場合のみ、本条が適用されることとならう。退去の「要求」は、要求権者からなされたものでなければならない。

「正当な理由がないのに」というのは、刑法第三百三十条に「故ナク」とあるのと同義であつて、立入禁止の場所であつても、その場所の管理権者から立入を許諾された場合、天災等に際して緊急の必要で立ち入るような緊急避難と認められるような場合、労務者として立入禁止区域内で稼働を命ぜられた場合、或は、重大な犯罪を犯した現行犯を追跡して立入禁止区域内に入った場合等はいずれも正当の理由がある場合である。

- (ホ) 日米合同委員会において「施設又は区域」として決定した地域であつて、当該地域内に個人所有の家屋等不動産があり、「行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」（昭二七、五、一五法律第四百十号）によつてこれを接收しようとするときに、当該家屋の居住者が明渡しに応じないで引き続き居住しているような場合が考えられる。このようなときに、合衆国の軍当局から退去の要求があり、これに応じなかつたならば、本条が適用されるかという問題がある。右の場合には、当該家屋の居住者は明渡の義務を負っているとしても、現実にその家屋を明け渡すまでは、事実上の居住の状態は保護を受け、合衆国軍隊による退去の要求に応じないことについて正当な理由があるものと解すべきものである。しかし、この場合には同法第十四条の土地又は物件の引渡を拒み、妨げ又は忌避した倍の罰則規定の適用のあることはもちろんである。又、合衆国軍隊に雇用されて施設又は区域内の立入禁止区域で就労している労務者が、就労中に不当に解雇され、就労場所より退去することを要求された場合においてもその解雇が不当である限り、当該立入禁止区域から退去しない行為は、正当な理由があるものと解すべきであろう。なお、右に関連して問題となるのは、施設及び区域たることの始期及び終期であるが、これについては、別添資料中、法制局第一部

長宛法務省刑事局長通達「行政協定第二条第一項の施設区域に関する疑義について」参照のこと。

(へ) 本条の罪の成立には、違反者について、その場所が立入禁止の地域であることの認識が必要である。即ち、本条の立入禁止の場所は、合衆国の軍当局が一方的に決定するものであつて、国民の普く周知するところではないのであるから、立入を禁ぜられた場所であるという認識を欠くときは、犯罪の成立を阻却すると解するべきものである。

(ト) 刑法の住居侵入罪（刑法第百三十条）においては、その侵入の未遂行為を処罰しているのであるが、本条には未遂処罰の規定がないことに注意すべきである。なお、住居、邸宅、建造物、艦船等も「施設又は区域」に含まれることがあるので立入禁止の「施設又は区域」に侵入する行為であつても、それが同時に刑法第百三十条の要件に該当する場合には、刑法が適用されることとなる（本条但書）。

(3) 施設又は区域の標示（同書163ページ）

行政協定第二条に基き合衆国軍隊が使用する施設又は区域で許可なき立入が禁止されている地域の境界は、日英両国語をもつて左記の趣旨を記載した標識又は示標によつて明確にされるべきものとする。

「合衆国区域（施設）

在日合衆国軍隊

許可なき立入は日本国の法令により処罰される」

区域又は施設の一覧表及び法律上の記述は日本国の官報及び合衆国軍隊の公刊物に公表する。

但し、その軍事的性質により、特定の施設又は区域は公表する一覧表の中に含めない。

（註）前と同様であるが、「立入禁止」がなされている地域のみについて、その旨を標示できることとした。立入禁止となつていない地域に立入ることは罪とならない。

(4) 以上の解説を踏まえ、本件について考えるに、被告は、「立ち入り禁止区域内に侵入している。直ちにフロート外に退去しなさい。指示に従わない場合には、必要な措置をとる」として、区域内から出域するよう、指導警告した。と主張する。

① まず、この区域が、規制対象となる、「制限区域内」にあたるか否かが問われなければならない。

前記書 21 ページによると、

「合衆国軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて警備している施設及び区域」というのは、日本国が合衆国に対し「安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意したもの」のうち、軍がその規律に従い、実力によつて妨害の排除及び秩序の維持に任じ得る態勢にあるものと解される。」と説明されている。

本件海域は、平成 26 年 7 月 2 日付け防衛省告示で、「使用条件変更」として、制限区域となったものである。しかし、同海域は、米軍の演習が行われることもなく、また、米軍による管理が行われている事実もない。専ら、辺野古新基地建設工事のための海域使用が行われ、これに抗議する市民を海上保安庁が排除するという行為が繰り返されている海域にすぎない。

国家地方警察本部刑事部刑事課の開設によると、「安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意したもの」すべてが、制限区域に該当するものではなく、「安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意したもの」のうち、軍がその規律に従い、実力によつて妨害の排除及び秩序の維持に任じ得る態勢にあるものと解される、とされている。

提供海域のうち、米軍がその規律に従い、実力をもつて妨害の排除及び秩序の維持に任じうる体制にあるものに限定されるというべきであり、本件海域への立ち入りが当然に、排除の対象となるものではない。

- ② 仮に、本件海域が、制限区域とて立ち入りが制限されるとしても、同海域において、海上保安庁が当然に警察権限を行使しうるかが問われなければならない。

これに対して被告は、「日本政府が合衆国政府から、海上保安官が本制限区域内において、海上保安庁法に基づき、海上の安全及び治安を確保するための職務を行うことに同意を得た」と主張している。

まず、海上保安官の行為は、原告らカヌー搭乗者の身体を拘束する行為であつて、警察権行使の一部であると評価される。

合衆国軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて警備している施設及び区域内においては、通常、合衆国軍隊に専属的逮捕権を認めているのであり、日本国の当局は、



かかる施設及び区域内においては、「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる罪に係る現行犯人を追跡してかかる施設又は区域内において逮捕する場合」（議定書第十項（a）及び同項（b）に関する公式議事録、刑事特別法第十条第二項）及び合衆国軍隊の権限のある当局が同意する場合以外は、逮捕権を行使しないものとされている。

逮捕すべき被疑者が日本人であるような場合であっても同様であると解されている。

制限区域内において、海上保安庁が身体拘束を伴う行為を行うのであれば、前記の通りの制限をうけるのであって、本来、その権限を行使するには、「合衆国軍隊の権限のある者」の同意が必要である。また、合衆国軍隊の権限のある者」というのは、日本国の当局の要請に対して同意をし又は囑託に応じ得る権限を有する者である。具体的に誰がこのような権限を有するかは合衆国の軍当局の定めるところによるべきであるが、通常、現地憲兵司令官若しくは当該施設又は区域の指揮官がこれに該当するであろうと解されている。

本来、個別事案に応じて、「合衆国軍隊の権限のある者」の同意が必要である。

被告の主張では、「包括的に政府間同意」があると主張するもののようであるが、何時、どこで、どのような合意取り決めがなされたのか明らかにすべきである。

### 3 刑事特別法2条「立ち退く要求」との関係について、上記解説においては

- ① 「許可なき立入が禁止されている地域」というのは、当該施設又は区域について正当な権限を有している合衆国の軍当局において立入を禁ずる旨を表示した一定の区画された場所をいうのである、と説明されている。

立ち入りを禁止する旨の表示は、「合衆国の軍当局において」行われなければならないのである。

- ② また、「その場所から退去しない者」というのは、「要求権者」から退去を求められたものでなければならない。とされている。

要求権者とは、当該施設又は区域について正当な権限を有している合衆国の軍当局であって、海上保安官は、退去を要求する要求権者の立場にはない。

- ③ 海上保安官が制限海域において常時、原告ら洋上行動カヌーに対して、退去を求め、身体拘束権を行使する権限は

何ら存在しないというべきである。

### 第3 制限区域内における海上保安庁法に基づく権限行使について。

- 1 ところで、海上保安官が、制限海域内での権限行使が仮に是認されたとしても、本件行為のごとき危険な方法により身体を拘束することが可能であることについての正当性を何ら明らかにしていない。

従前、沖縄選出国會議員は、複数回にわたって海上保安庁による過剰警備の適法性についての質問主意書の提出を繰り返しているが、国は、海上保安庁法第2条1項を根拠として主張するのみである。

- ① 平成26年10月2日 糸数慶子参議院議員質問主意書
  - ② 平成26年10月8日 照屋寛徳衆議院議員質問主意書
  - ③ 平成27年1月30日 糸数慶子参議院議員質問主意書
  - ④ 平成27年2月12日 仲里利信衆議院議員質問主意書
- 等、事実上の回答拒否を繰り返している。

- 2 そもそも、海上保安庁は、警察と同様に、司法警察権を行使する組織でもあって、その行為は、法令に基づかなければならないことは当然である。

海上保安庁法第2条（「海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする」などの規定）は、単に、海上保安庁の業務を規定しているにすぎず、同条を根拠として、海上保安官による「根拠のない実力行使」を正当化することはできない。

「海上の安全及び治安の確保を図る」具体的行為は、個別法令を根拠としなければならないのであって、「海上の安全及び治安の確保を図る」目的があるといえ、  
「海保のやりたいことは、何をやってもかまわない」との権限を与える根拠条文にはなりえない。

- 3 海上保安庁法第18条（「海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合」などに船舶の進行を停止させるなどの措置を取ることができる規定）を根拠とすることもできない。

海上保安官は、辺野古海上で市民を拘束するに際して「安全確保」という言葉をキーワードのように繰り返している。

同法第18条は、その前提として「犯罪行為、災害等の発生した場合」で、そのために、「人や財産に重大な危険を生じ」、しかも、「他に救助の方法が無い場合」に限定して同条の権限行使を容認している。

さらに、このような行使要件を備えた場合であっても、法

律で認められる海上保安官の行為は限定的である。

- 4 その一つである、「海上における人の生命若しくは身体に対する危険又は財産に対する重大な損害を及ぼすおそれがある行為を制止すること」を根拠に正当性を根拠づけることもできない。

そもそも、「市民の行為を制止」するには、「18条に定める危険発生」という前提条件が必要である。さらに、「ボートや、カヌー」での抗議監視行動を行う「市民の身体」に、「生命若しくは身体に対する危険」が存することも必要である。

しかし、そもそも、通常の運航をしている市民には、何らの危険もない。危険が発生するのは、海上保安庁のボートの接触によるものであり、市民に対して18条を発動する条件は何ら存在しないのである。

本来、「市民の身体活動の自由」を制限するには、「裁判所の発する令状」に基づいて行われなければならないのであり、海上保安庁法第18条に基づく実力行使は、制限的かつ限定的でなければならない。

何よりも、市民の活動は、辺野古新基地建設に反対する非暴力の表現行為であり、憲法の保障する基本的人権の行使である。憲法が保障する権利を行使する市民に対して、海上保安官が暴力的行為をもって妨害することを容認する根拠など存在しないのは当然である。

市民の表現活動の自由、報道の自由を侵害し、市民に対する不当な身体拘束を繰り返す海上保安庁の行為は、法的根拠のない違法行為であるといわざるをえない。

#### 第4 一方的な制限区域拡大が不当であること

一方的な制限区域の拡大は、沖縄の自立権、自主決定権に反して無効であることについて、以下主張する。

- 1 被告は、正当性に関する求釈明に対して、本件とは関連性がないとして回答しない。

ところで、前記解説書によると、

「当該地域内に個人所有の家屋等不動産があり、「行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」（昭二七、五、一五法律第百四十号）によつてこれを接收しようとするときに、当該家屋の居住者が明渡しに応じないで引き続き居住しているような場合が考えられる。このようなときに、合衆国の軍当局から退去の要求があり、これに応じなかつたならば、本条が適用されるかという問題がある。右の場合に

は、当該家屋の居住者は明渡の義務を負っているとしても、現実にその家屋を明け渡すまでは、事実上の居住の状態は保護を受け、合衆国軍隊による退去の要求に応じないことについて正当な理由があるものと解すべきものである。」

その趣旨は、従前、適正な権限を有する者は、「制限区域」が指定されたとしても、適正手続をもって当該権利の収用がなされるまでは、当該区域にはいることには正当な理由があると解するものである。

- 2 そもそも、沖縄の米軍基地形成過程、キャンプシュワブの形成過程は、沖縄の民意、自立権、自主決定権を排除し、一方的に米軍及び、日本政府の決定を強要してきたにすぎない。

基地形成過程、キャンプシュワブと新基地建設過程については今後詳述するが、日本国憲法の埒外で米軍の銃剣とブルドーザーによって強奪された米軍用地は、本来、復帰に際して、当然に憲法秩序に基づく原状回復手続が施されるべきであった。

ところが、日本法の適用によって、米軍の銃剣とブルドーザーによって強奪された米軍用地は、合法的に米軍への提供が継続した。

キャンプシュワブ、辺野古新基地建設は、日本政府が沖縄の民意に反して、法律をもって基地を沖縄に強制する行為であり、銃剣とブルドーザーにかかわって、日本法をもって基地提供を強要する行為である。

- 3 沖縄は、日本とは異なる独自の歴史と文化を有しており、琉球処分によって琉球が解体され沖縄県になるまでは、独立した国家を形成してきた。

その後の沖縄に対する皇民化教育の強制、沖縄戦における天皇制護持のための捨て石作戦による県民の虐殺死、講和条約締結により、日本は占領から脱却しながら、沖縄は、天皇メッセージに従い、米軍事支配下に売り渡された。そして、復帰に際しての日本国憲法秩序の回復も拒否されて、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70%以上が集中し、米軍専用基地の実態が今日まで継続し、さらに新たな本件辺野古新基地建設の強要と、沖縄は、常に、命と人権の差別と抑圧の歴史を経過してきた。

これはまさに、沖縄に対する構造的差別といっても過言ではない。

- 4 沖縄の自立権、自主決定権に反する制限海域の設定であること。

沖縄には、自立権、自主決定権が存在する。

沖縄県民の民意に反して、日本政府と合衆国の実務者会議にすぎない、日米合同委員会の決定により強奪された沖縄の海に対する沖縄の権利を一方的に制限することはできない。

前記解説書の解釈である、制限区域内に権利を有する者は、当然に排除の対象との趣旨からして、県民の有する権利を一方的に制限しても、沖縄県民の自立権、自主決定権に基づかない制限によって、沖縄県民を制限することはできない。

琉球政府は昭和46年（1971年）11月、復帰阻止に関する建白書を策定し、当時の日本政府への提出を試みたが、日本政府はこれを受け取らないまま、沖縄の米軍基地固定化を進めた。

平成25年（2013年）1月28日には、沖縄県内全市町村の総意でオスプレイ配備に反対する建白書が日本政府に提出されたが、オスプレイ配備を前提とする辺野古新基地建設が強行されている。

平成31年（2019年）2月24日、辺野古新基地建設の是非を問う県民投票が実施され、投票総数の7割を超える県民が反対の意思表示をした。

- 5 前記解説書の制限区域内に権利を有する者は、当然には排除の対象とならないとの趣旨からして、県民の有する権利を日本政府が、一方的に制限しても、沖縄県民の自立権、自主決定権に基づかない制限によって、沖縄県民を制限することはできないというべきである。

#### 第5 再釈明の要求

- 1 「日本政府は合衆国政府から、海上保安官が、本件制限区域内において、海上保安庁法に基づき、海上の安全及び治安を確保するための職務をおこなうにつき同意を得ている。」というが、
- ① 同意とは、何時、如何なる機関において同意されたとの趣旨か。
  - ② 海上保安庁法に基づく行為とは、具体的にはなにを示すのか。  
海上保安庁法2条に基づき、具体的に如何なる行為を行うことに同意をうけているのか。
  - ③ 身柄拘束権を含めて、個別承認を要せず、常時、包括的な身体拘束の権限を有するとの趣旨か。
  - ④ 原告に対する船舶衝突行為の海上保安庁法上の海上保安官の権限根拠はなにか。

以上